全国エリアウエディング協議会 会則

第1章 総 則

第1条(名称)

本協議会は、全国エリアウエディング協議会(以下「本協議会」という)と称する。

第2条(目的)

本協議会は、全国の各エリアに点在するウエディング協議会・団体(以下「エリアウエディング団体」という)の連携を深め、情報と情熱を共有し『地域・ウエディング・憧れ』を守っていくため、長期的な視点で結婚の素晴らしさ・結婚式の大切さを伝える啓蒙活動を行い、安心で適正な結婚式を提供していくための活動に貢献し『街に結婚式が溢れることを目指す』ことを主な目的として活動を行うものとする。

第3条(趣旨)

本協議会の目的の趣旨は以下のとおり定める。

- (1) 10年間活動してきたエリアウエディングサミットにおける横のつながりを更に深めるため、各エリアウエディング団体の活動に制限を設けないことを前提で連携を行う。
- (2) 各エリアウエディング団体が活発に継続的な活動を行うにあたり、抱えている課題、活動のアイデア、運営のノウハウを共有し団体の運営に活かす。
- (3) この連携に登録してもらい共通の活動を増やすことにより、若者の結婚式離れ、買い手売り手間のトラブル防止、業界が抱える様々な問題などの解決に取り組む。

第4条(事務局の所在地)

本協議会の事務局は、株式会社タクティブレイン内(神奈川県横浜市中区元町1-50元町 PASEO 201)に置く。

第2章 会 員

第5条 (会員の種別)

会員の種別は以下のとおりとする。

- (1) 正会員:第2条の目的に賛同し、年会費を納入したエリアウエディング団体が正会員となる資格を 有し、本協議会の活動並びに運営に参画でき、特遇を受けられるものとする。
- (2) 賛助会員:第2条の目的に賛同し、年会費を納入したエリアウエディング団体、その他団体、法人、個人が賛助会員となる資格を有し、定例会および総会に参画することができ、特遇を受けられるものとする。
- (3) 登録会員:第2条の目的に賛同するエリアウエディング団体は、登録会員の資格を有し、定例会および総会に参画することができ、本協議会からの情報共有を得ることができるものとする。

第6条(入会・退会手続)

- 1. 入会しようとする者は、入会申込書を本協議会に提出しなければならない。
- 2. 入会申込者は、理事会が入会の許可を決議したときに会員となる。
- 3. 本協議会の会員が退会しようとするときは、書面でその旨を理事会に届けなければならない。
- 4. 退会した会員は、年会費の返還を請求することは出来ない。

第7条(除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を得てこれを除名することができる。但し、会員が 暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係を有していたときは、会長の判断で即時除名することができるものと する。

- (1) 本協議会が定める会則若しくは規則に違反したとき
- (2) 本協議会の名誉に反する行為
- (3) 法人又は団体が解散、若しくは破産したとき
- (4) 会費を期日までに納入せず、催促後もなお3ヶ月以上納入しないとき

第3章 会議

第8条(会議の種別)

本協議会の会議は、総会、理事会、定例会を行うこととする。

- (1) 総会は原則として年1回開催する。
- (2) 理事会は年6回(2か月に1回)開催し、必要に応じ会長判断で臨時の理事会を開催することができるものとする。
- (3) 定例会は年3回開催する。

第4章 総 会

第9条(総会)

総会は、定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、年1回決算期から3ヶ月以内に開催しなければならない。但し、不測の事態が発生した 場合は総会の開催は行わず理事会の決議を優先する。
- (2) 臨時総会は、必要がある場合に随時開催することができる。
- (3) 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立する。同数の場合は会長が決することとする。
- (4) 初年度の総会が開催されるまでは全ての検討事項に関しては、設立準備委員会での決議を優先する。

第10条 (総会の審議及び決議事項)

総会は会長または副会長が議長となり以下に掲げる事項を審議し、決議する。

- (1) 役員の選任及び解任に関する事項。
- (2) 年会費及び納入金等の金額の決定又は変更。但し、不測の事態が発生した場合は理事会の決議に於いて決定又は変更する。
- (3) 本協議会の収支決算及び予算に関する事項。
- (4) 事業報告及び事業計画に関する事項。
- (5) その他、必要とされる重要事項の報告。

第11条 (議決権)

総会における会員の議決権は、会員につき1個とする。

第12条 (総会の議事)

総会の議事については議事録を作成し、会長が署名押印して本協議会に保存する。

第5章 役員及び役職

第13条(役員及び役職)

- 1. 本協議会には、次の役員を置く。
 - (1) 会長:1名(理事から選出)
 - (2) 副会長:若干名 (理事の中から選出し、会長が指名)
 - (3) 理事:若干名(正会員の中から選出)
 - (4) 会計管理:1名(理事以外でも選出が可能とする)
 - (5) 事務局:株式会社タクティブレインに業務を委託する。

第14条(役員の選任等)

- 1. 前条の役員は、原則として正会員の中から選任されるものとする。但し、設立時に於いては設立準備委員会から選任する。
- 2. 役員の任期は2年とするが再選・再任を妨げない。

第15条(会長、副会長及び役員)

- 1. 会長は本協議会の代表を務め、会務を統括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある場合はその任務を代行する。
- 3. その他、各役員の役割は次のとおりとする。
 - (1) 理事:本協議会の適正な運営に注力し、会長と副会長のサポートを行う。
 - (2) 会計管理:事務局が扱う会計の管理をする。
- 4. 事務局は、本協議会の運営業務全般、総務・財務業務(会費の徴収、年間予算作成、会計報告等)を主な役割として担うものとする。

第6章 理事会

第16条 (理事会)

本協議会は、会務を円滑に運営するために会長、副会長、理事及び会計管理で構成した理事会を設け、本協議会の業務執行全般の決定を行う。

第17条 (理事会の定数及び決議方法)

- 1. 理事会は理事の過半数の出席を以って成立する。
- 2. 理事会の決議は出席理事の過半数を以って成立し可否同数の場合は会長がこれを決する。

第7章 会計及び会費等

第18条(事業および会計年度)

本協議会の事業および会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 (会費)

- 1. 本協議会の会員は、期日までに所定の会費を納入しなければならない。
- 2. 年会費は次のとおり定める。
 - (1) 正会員:12万円
 - (2) 賛助会員:団体および法人は3万円、個人事業主は1万円
 - (3) 登録会員:無料
- 3. 新入会は入会年度を半年単位とし、4月~9月に入会する場合は年額通り、10月~3月に入会する場合は、年額の半額を年会費として納入するものとする。
- 4. 年会費は事務局より発行された納入通知に記された振込先へ期日までに振込により納入するものとし、 振込にかかる費用は会員負担とする。

第20条(会費および経費の管理)

本協議会の会費は事務局が管理し、その使用方法は理事会の決議、総会の承認を得るものとする。ただし、初年度は設立準備委員会の承認を得て進めることとする。

第21条(事業収入およびスポンサー収入)

- 1. 本協議会の活動資金として、第2条に賛同するスポンサーを募集し、収入を獲得する。
- 2. 事業収入およびスポンサー収入は、各種イベント(サミット、研修事業など)の活動費用とし、管理および運用は事務局へ委託する。
- 3. 事務局はスポンサーの意向のもと各部会と協力し、企画・運用を行う。なお、事業収入およびスポンサー収入の管理については、会計管理と相談をし、必要に応じて理事会に報告する義務を有するものとする。
- 4. スポンサー区分および費用は別紙にて定める

第8章 補 足

第22条(委任)

この会則に定めた事項の他に、本協議会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めることができる。

附則

1. この会則は2023年4月1日より実施する。